

## 第13回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和4年2月18日(金曜日) 午後2時00分 ～ 午後2時31分

場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

### 出席委員の氏名

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 委員長 吉岡 勲  | 副委員長 大塚 州章 |           |
| 委 員 川辺 隆  | 委 員 内藤 康弘  | 委 員 伊藤 淳  |
| 委 員 梅田 徳男 | 委 員 戸匹 映二  | 委 員 奥田富美子 |
| 委 員 匹田 郁  |            |           |

### 欠席委員の氏名

( な し )

### 説明のため出席した者の職氏名

( な し )

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 平山博造 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 大井智香子

### 傍聴者

議員 広田精治 議員 河野 巧

### 会議に付した事件

1. 前文の協議について
2. その他

午後2時00分 開議

### ○委員長(吉岡 勲)

ただいまから、第13回特別委員会を開催いたします。本日の主な議題は、協議が残っている前文と、条例案の本会議提出についてですが、まず協議に入る前に、事務局より今後のスケジュールを説明してもらいます。

### ◎書記（高橋悠樹）

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員長(吉岡 勲)

説明が終わりました、委員の皆さんより何かございますか。

(「なし」の声)

○委員長(吉岡 勲)

次に、前回の委員会から文言を修正した部分について、事務局より説明をお願いします。

( 配付資料に基づき説明 )

○委員長(吉岡 勲)

説明が終わりました、委員の皆さんより何かございますか。

○委員(戸匹映二)

第18条の議会活性化のところなんですけれど、委員会等の設置については、これでいいと思います。

ただ、議会活性化をじゃあ今後どうするのか、やらないのかというところがちょっと焦点になってくる。議会が活性化に対して、どうしていく条例にするのかということを考えますと、継続的に取り組むというようにして、きちんと取り組む姿勢をここに明確に示したほうが良い。

○委員(奥田富美子)

必要に応じて、議会活性化委員会を開くことができるというふうに思っているように思っていますか。

○委員長(吉岡 勲)

はい。

○委員(伊藤 淳)

第6条で法令、条例、申し合わせ事項を遵守すること、というふうになっています。申し合わせ事項等という形で括ってない。言い切っている。そうすると私たちが、守らないといけないもので会議規則があります。細かいことですが、規則を入れると良い。

○委員(内藤康弘)

ちょっと確認をさせてください、先ほどの活性化委員会。いつでもできるようなニュアンスで言われたんですけど、それでよろしいんですかね。

○委員長(吉岡 勲)

はい、そういうことです。経緯の説明をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

活性化委員会の文言を修正した経緯といたしましては、皆さんの中から、既存の議会運営委員会などでも、その協議ができることはあるのではないかと、というご意見がございまして。この文言だけにしてありますと、本当に活性化委員会というものでしか協議ができない。それはどうなのかというご意見が出ました。議会運営委員会でも内容によっては協議ができて、場合によっては特別委員会を作ること、必要ではないかという意見が委員皆さんよりありましたので。既存の委員会でも対応ができるように、また、必要によっては活性化委員会というような特別委員会を作ったり。その項目に応じて、対応ができるように文言を修正したという経緯

でございます。なので、もし何か新たに委員会を作るとなれば、新たに手続きが必要になります。

○委員(内藤康弘)

ということは、活性化委員会を特別に設けて、委員会を行うということでもいいんですね。

○委員(大塚州章)

その際は、代表者会議、また議会運営委員会で、この議題に取り組みたいという発議をしていただいて、それを皆さんで了承していただければ、活性化委員会にするのか、また、特別委員会にするのか。その辺のところは、そこで協議をしてやるという形で議長に提案するのではないかと思います。

○委員(奥田議員)

議会活性化委員会は、この条例がうまく活かされているかとか、点検する見直しも含めて、必要なときに、これを開くものだというイメージがあるんですが。この条例に関係することを、議会運営委員会や代表者会議でやれることがあるかもしれないとなると、何かちょっと別のような気もして。

前に議論になったのは、活性化委員会を置くことができるにしたら、それは常任委員会みたいな扱いになるのか、どんな扱いになるのかということもあって。位置付けをどうしたらいいのかというのが、まず課題となっていて。何か見直しとかいうことになる、やっぱり議会活性化委員会ですることになるんだろうと思って。必要に応じてするけどそれが、半年に1回なのか、1年、2年に1回なのか分かりませんが。定期的に点検はしたほうがいいような気がして、元の文のほうがいいのかどうか。

○委員(川辺 隆)

いや、私も奥田委員と同じような考えなんですけど。これを読んでも、議会基本条例の件と、議会の件が入っているんですよ。それで、議会の件を入れたら、大塚副委員長がおっしゃる通り、議会運営委員会また代表者会議、その他の委員会が絡んでくるが出てきます。ですから、この文章のままいかないと、活性化委員会だけを設けたら、議会運営の見直し、活性化ができるとは思いません。

○委員(大塚州章)

川辺委員のおっしゃる通り、議会の活性化と、この条例の検証というのは、その都度皆さんで立ち上げて検証しましょうと。それが4年に1回の検証になるのか、2年に1回の検証なのか。それも、その都度議会で、皆さんでそういう話をここでしましたという経緯は残りますんで。その段階を踏まえてやっていけば、良いのかなということで、私は思います。

○委員長(吉岡 勲)

今、いろんな意見が出ておりますが、原案の通りとさせていただきたいと思います。

○委員(川辺 隆)

全員協議会で報告するときに、議員の皆さんからたぶん質問があると思うんですけども。この条例を守らなかった場合、罰則規定が明記されておられません。しかし、それに関して質問が

出た場合、本委員会としては、どうお答えになるんですか。

○委員長(吉岡 勲)

この条例には罰則を付けておりません。法令的にどうなのかということは、まだそこまで考えておりません。あくまでも、議員としての質、まず罰則なしの条例を皆さんに守っていただきたいと思います。

○委員(川辺 隆)

それでは、今のご説明をされたときに、今度は多くの議員が出席された中で、再質問を受けるとするんですけども。守らなくてもいい条例なんですね、というふうに問われた場合はどうお答えするんですか。

○委員長(吉岡 勲)

守るべき条例ですという答えです。

○委員(川辺 隆)

それでも罰則規定はないということによろしいんですね。

○委員長(吉岡 勲)

はい。

○委員(川辺 隆)

はい、わかりました。その説明だけはたぶん出ると思うので、よろしくお願いします。

○委員(大塚州章)

貴重なご意見ありがとうございます。確かに罰則はないんですが、今回のいろんな事で条例または会議規則、そこに準じると思っていただければいいと思います。

○委員長(吉岡 勲)

それでは、事務局より文言の修正について確認をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

( 文言を読み上げて確認 )

○委員長(吉岡 勲)

では、文言の修正については、これで承認を頂きたいと思います。

次に、前文の協議に入りたいと思います。資料には、奥田委員より提出のあった文章をベースに、前文(案)を載せておりますので、奥田委員にこれを読み上げて頂きたいと思います。

○委員(奥田富美子)

( 前文案 読み上げ )

○委員長(吉岡 勲)

ありがとうございます。これについて、皆さんから何かご意見はありますか。

( 「なし」の声 )

○委員長(吉岡 勲)

では、前文については、これで承認を頂きたいと思います。以上で、条例案について、全ての協議が終了いたしました。

これより、条例案の提出について、お諮りしたいと思います。

当委員会より委員会提出議案として、この条例案を本会議に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長(吉岡 勲)

ご異議なしと認めます。よって、臼杵市議会基本条例案を、当委員会より本会議へ提出することに決しました。以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

今後は、事務局から説明がありましたスケジュールに沿って、条例案の提出に向け、手続きを進めていきたいと思います。

なお次回、第14回の特別委員会は、3月定例会の開会日、全員協議会終了後に行いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、本委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後2時31分 閉会

---

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和4年2月18日

臼杵市議会  
基本条例検討特別委員会  
委員長 吉岡 勲